

令和4年度 第12回定例教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年3月2日（木）、15時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター（小会議室）
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）長下亜希
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者：（教育委員）川原 悟
- 教育長挨拶
- 議 題
 - （1）議事録の承認について

（2）議案審議

- 議案第18号 教育委員会職員の分限処分について
- 議案第19号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認について

（3）協議事項

- ① 令和5年度東彼杵町教育の重点事項（案）について【別添】
- ② 令和5年度県市町村教育委員会合同研修会の分科会テーマについて
- ③ 病気休職中の職員に対する「試し出勤」延長申請について

（4）報告事項

- ① 東彼杵町部活動の在り方に関する検討委員会設置要綱について
- ② いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）【別添】
- ③ 2月行政報告
- ④ 3月行事予定

（4）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

前回臨時教育委員会から1週間後の開催となった定例教育委員会出席へのお礼を述べ、開会の挨拶を行う。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していました、先般の第11回定例教育委員会の議事録について、委員皆様からの修正等の意見を、3月1日までにお願いしておりましたが、特段、各委員からの修正等のご意見はあっておりません。

つきましては、配布した内容で、ご意見等が無ければ、ご承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

（2）議案審議

教育長

議案第18号、並びに議案19号は、人事案件であり、個人情報を含みますので、非公開とし、議事録に会議内容の詳細を記載することを省略してよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議なし

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略することと致します。

議案第18号 教育委員会職員の分限処分について

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第18号 教育委員会職員の分限処分についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（説明内容については記載を省略。）

教育長

これから質疑を行います。

（教育委員からの質疑内容は省略）

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑無しと認めます。

それでは、これから議案第18号 教育委員会職員の分限処分についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第15号 教育委員会職員の分限処分については審議のとおり承認することに決定いたします。

議案第19号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認について

教育長

続きまして、議案第19号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(説明内容については記載を省略。)

教育長

これから質疑を行います。

(教育委員からの質疑内容は省略)

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑無しと認めます。

それでは、これから議案第19号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。従いまして、議案第19号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認については審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で、議案審議を終わります。

(3) 協議事項

① 令和5年度東彼杵町教育の重点事項（案）について

教育次長

令和5年度東彼杵町教育の重点事項（案）について協議をお願いします。

内容については、教育長から説明があります。

教育長

次年度4月1日から開始できるよう令和5年度の重点事項を検討し、教育委員会にお諮りするわけですが、状況によっては若干の修正が必要になる場合が考えられますので、それについては、専決で修正させていただきたいと考えています。

重点事項の大きなテーマは、「未来を切り拓き、生きる力を育む教育の充実」として令和4年度と変わっておりません。

これは非常に大きなテーマで国としてもこのテーマは掲げているところです。

それでは、重点事項の内容を説明します。

令和2年度から令和4年度までは、コロナウイルス感染症のクラスター防止ということで、1番に取り組んできましたが、今後は第5類に移行ということもあり、3番目の体力健康増進、安全・安心な環境整備として、(1)に感染症対策ガイドラインに沿った管理体制の徹底と適切な対応とした、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症関係として整理しています。

来年度は、知・徳・体のバランスが必要と考えており、学力ばかりではなく、心の教育、コロナでずっと子供たちも閉塞感、あるいは制限を受けておりましたので、心の教育の充実ということを一番目にもってきて、そして学力、そして3番目に体力健康増進と安全安心な環境整備ということで、今回持ってきました。

2番目の確かな学力の保障については、最重要課題として掲げて、全職員で力を入れてやってきており、子供たちの頑張りもあり、県平均を越えて、さらに全国を超えるような結果を残すことができております。

4番目は、ふるさと教育キャリア教育の充実。これは長崎県が人口減少対策に関連して非常に力を入れているところで、本町でも減少しており、力を入れて行かないということで4番目に持ってきております。

5番目のG I G Aスクールについては、本町の活用率は県下でもトップクラスですが、まだ十分ではありませんので、記載の6項目を挙げております。

昨年度までと変わったところはタブレットの持ち帰りの日常化、オンライン授業の即応化と日常化。また、デジタル教科書の活用促進です。

また(6)では子供たちの心や体調の変化を今までアンケートで紙に書かせて集めるといった手法でしたが、それでは出にくいところもあり集計まで時間がかかりますので、ICTでのタブレットを使って行い、すぐに把握し対応するというような、いじめの情報提供や不登校の兆候を素早く見つけるなどと言うことに活用していきたいと考えております。

6番目の特別支援教育についてはあまり変わっていませんが、(1)の早期からの適切な支援体制の構築として、教育支援委員会が11月にありますが、支援学級や通級等の判定会を行いますが、判定だけでなく判定した結果、その後の学校での子供たち様子を見ていく必要があるだろうということで、4月から2ヶ月ほど経ったところでその検証をしたいというように思っており、また新たに困り感のある子があがつた場合には、そこで情報共有を図りたいと考えております。

また(3)自立活動については、自立活動のあり方、特に自閉症スペクトラムに焦点を絞って、自立活動内容6区分27項目というのがありますが、それをもとに実態をしっかりと見て対策を講じていくとしております。

7番目に安心して学べる居場所となる魅力ある学校づくりとしていますが、記載の4項目のうち3項は変わっていませんが、(3)では先ほど言いましたタブレットから子供の変化をいち早く見つけるということを、再びここに持ってきております。

これは中身の内容で、先ほどのタブレットを活用するという意味で、G I G Aスクールに入れており、同じ内容が入っております。

8番目のコミュニティスクールは変わってはいませんが、学校運営協議会と社会教育係での地域学校協働本部が連携を密にして、より地域の人材を学校教育に生かすというような取り組みしていきたいと、そして社会教育でも、さらにその地域の人材を学びの支援に生かすとか、あるいは部活動の地域移行にも協力していただくような検討を進めることにしております。

最後に9番目に働き方改革と教員の服務規律を1つにまとめて、内容は変わっておりませんが、学校の働き方改革の推進と教職員の服務規律の確保として引き続き取り組んでいきます。

以上です。

橋本委員

このウェルビーイングとの意味は、「国民一人一人が多様な幸せを実現できる社会」や「多様な個人それぞれが幸せや生き甲斐を感じられる社会」ということですか。

教育長

これは、国の第3期教育振興基本計画が、今度新しくなりますが、その中にこのウェルビーイングという言葉が頻繁に出てきます。

その資料を見ると、今、中央教育審議会で審議が行われており、まだ案の段階ですが、その中にウェルビーイングとは何かということで、色々な書き方があり、私が見つけたのは、この二つの内容でしたが、どうも下の方に統一されるのでないかなと思います。

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる社会ということで、経済的な幸せでなく、本当に心の充実感といった子供たちの安心感や遣り甲斐とか楽しいとかそういう生活ができる学校。子供にとってはそれが一つの社会ですから、そういう教育がこれからは必要だらうと、それがウェルビーイングということで出てきております。

橋本委員

5番目のタブレットの持ち帰りの日常化に關係して、タブレットは学校の備品ですか、リースですか。

教育長

リースです。

橋本委員

タブレットの使いまわし方はどうなっているのか。

例えば、今の5年生は、5年生のとき使っていた物を、そのまま6年生でも使うということですか。

総務係長

はい、そうです。

橋本委員

小学6年生は、中学校に持つて上がるのか。

総務係長

いいえ、小学校の分は小学校内で使っていきます。

山口委員

3番目の体力関係ですが、各学校の先生方も体力が低下しているということは分かれていると思いますが、来年度に向けて、どういう取り組みをするかっていうことは学校で話が出てくるのですか。

教育長

学校では、毎年、体力向上アクションプランを立てて、県体育保健課へ報告しています。

山口委員

教育長が知徳体のバランスと言われるように、学力が向上して、体力が低下しているという現状であれば、その辺もやはり学校でも取り組んでいかなければならないと思います。

教育長

今まででは、東彼杵町では体力は心配していなかった。特に持久力は良かったが、今回は落ちましたので、少し心配しているところです。

また明日、町内校長会がありますので、その場でも意見を聞きたいと思っております。

② 令和5年度県市町村教育委員会合同研修会の分科会テーマについて

教育次長

先般の臨時教育委員会でお願いさせていただきましたが、2課題の提案がありました。

1点目が、「部活動の地域移行について～各市町の取組み状況と課題について」。2点目が「家庭の教育力低下の現状と課題及び対策について」です。

(資料により説明を行う。)

教育委員全員

提案された2課題を本町からの分科会テーマとして回答することで決定する。

③ 病気休職中の職員に対する「試し出勤」延長申請について

教育次長

現在、休職中で「試し出勤」に取り組んでいる教育委員会職員について、3月8日までの試し出勤を引き続き4月28日まで延長して取り組みたいとの申請があり、その延長申請に対する承認の検討をお願いしたいとして、資料により説明を行う。

なお、報告詳細は、個人情報に係る内容であるため、議事録の記載を省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

教育委員全員

承認することで決定する。

(4) 報告事項

① 東彼杵町部活動の在り方に関する検討委員会設置要綱について

教育次長

資料により、説明を行う。

② いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

(説明内容及び質疑内容等は省略)

③ 2月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

④ 3月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

教育長

卒業式におけるマスクの取扱いについて資料により説明を行う。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を令和5年4月3日（月）、教職員辞令交付式終了後の14時30分から開催することに決定する。

17時07分 閉会

議事録署名

令和5年4月3日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人

